

IoT セキュリティワーキンググループの情報の取扱い等について（案）

1. IoT セキュリティワーキンググループは、原則として IoT 推進コンソーシアム会員のうち、IoT セキュリティワーキンググループへの参画を希望する会員（以下「会員」という。）に限って公開する。
2. 配布資料は、原則公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、会員に限って公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 か月以内に作成し、会員に限って公開する。
5. 会員は、座長の同意を得ずに、会員以外の者に議事の内容、議事要旨を共有してはならない。
6. 個別の事情に応じて、会議又は資料の公開・非公開の取扱いその他事項についての判断は、座長に一任するものとする。